8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

8.6 廃棄物

8.6 廃棄物

8.6.1 現況調査

8.6.1.1 調査事項及びその選択理由

廃棄物の調査事項及びその選択理由は、表 8.6-1に示すとおりである。

表 8.6-1 調査事項及びその選択理由:廃棄物

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
調査事項	選択理由			
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生する。 工事の完了後において、施設の稼働に伴い、可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミ等が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。			

8.6.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とした。

8.6.1.3 調査方法

(1) 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

既存資料を整理・解析した。

(2) 建設発生土の状況

地質の状況に関する既存資料から想定される掘削土等の性状について整理した。

(3) 特別管理廃棄物の状況

撤去建造物内において存在する特別管理廃棄物について、既存資料を整理・解析した。

(4) 廃棄物処理の状況

中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設における不燃ごみ及び粗大ごみの処理 実績を整理・解析した。

(5) 法令による基準

関係法令の基準等について整理した。

8.6.1.4 調査結果

(1) 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

撤去の対象となる主な既存建造物の概要は表 8.6-2に示すとおりである。

既存建造物の解体に伴い発生が想定される廃棄物は、コンクリート塊、金属くず等が挙げられる。また、既存建造物の解体に伴い約2,600m²を伐採する。

表 8.6-2 主な撤去対象建造物の概要

単位: m²

対象建物	構造等	建築面積	延床面積	想定される解体廃棄物
受入貯留ヤード(第一プラント側)	S造、RC造	14, 824. 5	14, 824. 5	コンクリート塊 金属くず等
受入貯留ヤード(第二プラント側)	S造、RC造	9, 792. 7	9, 792. 7	コンクリート塊 金属くず等
選別棟(第一プラント)	S 造	1, 653. 8	1653.8	コンクリート塊 金属くず等
アルミ圧縮成型及び貯留棟	S造、RC造	611.6	752. 7	コンクリート塊 金属くず等
修理棟・倉庫棟	S 造	463. 9	457. 7	コンクリート塊 金属くず等
計量棟	S造、RC造	124	124	コンクリート塊 金属くず等

(2) 建設発生土の状況

本事業の工事における掘削は、最大でGLより約-10mと計画している。計画地の掘削土についての状況は以下のとおりである。

なお、掘削が最大でGLより約-10mであることから、AP-11.65m~-17.25mに分布する「有楽町層砂質土層 (Ys)」まで記載した。

ア 盛土層上部 (Hc)

粘性土主体である。アスファルト、砕石、コンクリートが含まれ、全体にφ10 mm~50 mm程度の 礫やコンクリート、砂、雲母片を多く混入する。

イ 盛土層下部 (Hs)

砂質土主体である。部分的に ϕ 5 mm~30 mm程度の礫やコンクリートガラ、シルト、貝殻片、浮石が多く混入する。

ウ 上部有楽町層粘性土層 (Yc)

粘性土主体である。部分的に砂、腐植物、貝殻片、浮石、φ2mm程度の礫が混入する。

工 下部有楽町層砂質土層 (Ys)

粒子が粗く不均一な砂質土主体である。全体にシルト、貝殻片を混入。下部境界付近、部分的 に φ 5 mm程度の礫が少量混入する。

(3) 特別管理廃棄物の状況

撤去対象建造物のうち、選別棟(第一プラント)等で、アスベストを使用していることを確認 済みである。

アスベスト調査の概要は、資料編(p. 107及びp. 108参照)に示すとおりである。

(4) 廃棄物処理の状況

中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設における廃棄物等(可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミ)の排出量及び回収量は、表 8.6-3に示すとおりである。

表 8.6-3 平成30年度の廃棄物等の排出量及び回収量

単位: t

8-	T 124 · · · ·
種類	排出量、回収量
可燃物の排出量	77, 925
不燃物の排出量	42, 985
脱水汚泥の排出量	53
鉄の回収量	15, 398
アルミの回収量	653

資料) 「清掃事業年報(東京23区) 平成30年度」 (令和元年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

(5) 法令による基準等

ア 循環型社会形成推進基本法等

「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「江東区清掃リサイクル条例」に示される事業者の責務等は、表 8.6-4(1)及び表 8.6-4(2)に示すとおりである。また、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」において、建設発生土の利用に関して事業者が提供する情報、明らかにする情報について表 8.6-5のように示されている。

表 8.6-4(1) 関係法令で示される事業者の責務(抜粋)

関係法令 事業者の責務等 第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がそ 循環型社会形成推 の事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるととも 進基本法 (平成 12 年法律第 に、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適 110 号) 正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために 必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任におい て適正に処分する責務を有する。 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を 行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の 当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるととも に、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等 が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びそ の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合にお けるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国 民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係 る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点か らその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認め られるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則に のっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったも のを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を 有する。 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、 かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であ ると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業 者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環 的な利用を行う責務を有する。 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際して は、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地 方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。 廃棄物の処理及び (事業者の責務) 清掃に関する法律 第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理 (昭和 45 年法律第 しなければならない。 137 号) 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減 量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物と なつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難に ならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正 な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物とな つた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等 に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。 (事業者の処理) 第十二条 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当 該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終 処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な

措置を講ずるように努めなければならない。

表 8.6-4(2) 関係法令で示される事業者の責務(抜粋)

関係法令	事業者の責務等
資源の有効な利用	(事業者の責務)
の促進に関する法 律 (平成3年法律第 48号)	第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。
建設工事に係る資	(発注者の責務)
材の再資源化等に 関する法律 (平成 12 年法律第 104号)	第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。 (地方公共団体の責務)
	(地方公共団体の貢務) 第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等 及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなけ ればならない。 (分別解体等実施義務)
	第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。(対象建設工事の届出等)
	(対象建設工事の届出等) 第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務 省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならな い。 (再資源化等実施義務) 第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物につい て、再資源化をしなければならない。
	(発注者への報告等) 第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
東京都廃棄物条例 (平成4年東京都 条例第140号)	(事業者の基本的責務) 第八条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。
	3 事業者は、従業者の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前二項 の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。
江東区清掃リサイ クル条例 (平成 11 年江東区 条例第 34 号)	第三節 事業者の責務 第九条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

表 8.6-5 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する 判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第20号): 抜粋

(建設発生土の利用の促進)

- 第四条 建設工事事業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。
 - 一 当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等に関する情報
 - 二 当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報
- 2 建設工事事業者は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。

別表

区 分	性 質
第一種建設発生土	砂、礫及びこれらに準ずるもの
第二種建設発生土	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの
第三種建設発生土	通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの
第四種建設発生土	粘性土及びこれに準ずるもの (第三種建設発生土を除く。)

イ 廃棄物の処理に係る計画等

廃棄物の処理に係る計画としては、「循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月、環境省)、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月変更、環境省)、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(平成28年3月改定、東京都)、「廃棄物等の埋立処分計画」(平成29年2月改定、東京都)、「一般廃棄物処理基本計画」(平成27年2月改定、清掃一組)がある。

各計画の目標や取組の方向性等についてまとめたものは、表 8.6-6~表 8.6-10 に示すとおりである。

表 8.6-6 「循環型社会形成推進基本計画」の循環型社会の方向性と数値目標等

循環型社会の方向性

- 1 持続可能な社会づくりとの 統合的取組
- 2 多種多様な地域循環共生圏 形成による地域活性化
- 3 ライフサイクル全体での徹 底的な資源循環
- 4 適正処理の更なる推進と環 境再生
- 5 万全な災害廃棄物処理体制 の構築
- 6 適正な国際資源循環体制の 構築と循環産業の海外展開 の推准
- 7 循環分野における基盤整備

数值目標、取組指標

〈物質フロー指標〉(目標年次:2025年度)

- (1) 数値目標
- ①資源生産性(入口):約49万円/トン(2000年から約5割向上)
- ②入口側の循環利用率:約18%(2000年から約5%上昇)
- ③出口側の循環利用率:約47%(2000年から約7%上昇)
- ④最終処分量(出口):約13百万以(2000年から約7割減少)
- (2) 目標を設定する補助指標
 - ・非金属鉱物系資源投入量を除いた資源生産性:約70万円/トン
 - ・一般廃棄物の出口側の循環利用率:約28%
 - ・産業廃棄物の出口側の循環利用率:約38%
 - ・一般廃棄物の排出量:約3,800 万以
 - ・一般廃棄物の最終処分量:約320万以
 - ・産業廃棄物の排出量:約3億9千万トン
 - ・一般廃棄物の排出量:約3,800 万以
 - ・産業廃棄物の最終処分量:約1,000万以

〈項目別取組指標(代表指標)〉

- (1) 持続可能な社会づくりとの統合的な取組
 - ・循環型社会ビジネスの市場規模:2000年度の約2倍(目標年次:2025年度)
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率:21%(目標年次:2022年度)
- (2) 多種多様な地域循環共生圏形成
 - ・地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数
- (3) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - ・リユース市場規模
 - ・シェアリング市場規模 (カーシェアリング等)
 - ・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況
 - ・食品循環資源の再生利用等実施率:食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%(目標年次:2019年度)
 - ・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率:100%(目標年次: 2020年度)
- (4) 適正処理の更なる推進と環境再生
 - 不法投棄の発生件数
 - 不適正処理の発生件数
 - ・電子マニフェストの普及率:70%(目標年次:2022年度)
 - ・一般廃棄物最終処分場の残余年数:2017年度の水準(20年分)を維持(目標年次:2022年度)
 - ・産業廃棄物最終処分場の残余年数:要最終処分量の10年分程度(目標年次: 2020年度)
 - 不法投棄の発生件数
 - 不適正処理の発生件数
- (5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 - 災害廃棄物処理計画策定率:都道府県100%、市町村60%(目標年次:2025年度)
- (6) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 - ・資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数
 - ·循環産業海外展開事業化促進事業数
- (7) 循環分野における基盤整備
 - ・電子マニフェストの普及率:70% (目標年次:2022年度)
 - ・環境研究総合推進費(資源循環領域)において S~A 評価の研究課題数の割合(事後評価)
 - ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識:約90%(目標年次:2025年度)
 - ・具体的な3R行動の実施率:2012 年度の世論調査(目標年次:2025年度)

表 8.6-7 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るための基本的な方針」の目標と取組の方向性

対象	目標	取組の方向性
一般廃棄物	平成32年度 (平成24年度に対して) ・排出量:約12%削減 ・再生利用量:約21%→約27% ・最終処分量:約14%削減 ・一人一日当たりの家庭系ごみ排 出量:500g	(地方公共団体の役割・国の役割) 1 市町村はリサイクルや適正処理に関する広域的な取組を行い、コスト分析に基づいた事業効率化、有料化などを推進。 2 国においてはコスト分析手法、有料化の進め方など市町村に役立つ情報を示し支援に努める。 (一般廃棄物の処理体制の確保)
産業廃棄物	平成 32 年度 (平成 24 年度に対して) ・排出量の増加:約3%に抑制 ・再生利用量:約55%→約56% ・最終処分量:約1%削減	・廃プラスチック類については、まず排出抑制を行い、 リサイクルに努力した上で、直接埋立を行うことな く、廃プラスチック焼却・熱回収を行う。 〈災害廃棄物対策としての処理施設の整備〉 ・災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築く とともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施 設整備を進めることが必要である。

表 8.6-8 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の目標と取組の方向性

計画期間	計画目標	取組の方向性
平成 28 年度から平成 32 年度まで(5 年間)	一般廃棄物の再生利用率 ・平成 32 年度: 27% ・平成 42 年度: 37% 最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計) ・平成 32 年度: 14%削減 ・平成 42 年度: 25%削減 (ともに平成 24 年度比)	(施策1:資源ロスの削減) ・食品ロス問題への取組を促進 ・使い捨て型ライフスタイルの見直し (施策2:エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進) ・建設工事におけるエコマテリアルの普及促進 ・「持続可能な調達」の普及促進 (施策3:廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)) ・事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり ・都市鉱山の活用 ・最終処分場の更なる延命化 ・リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等 (施策4:廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上) (施策5:健全で信頼される静脈ビジネスの発展) (施策6:災害廃棄物対策)

表 8.6-9 「廃棄物等の埋立処分計画」の廃棄物等の受入方針と埋立処分計画量

廃棄物等の受入方針	埋立処分計画量(平成 29~43 年度)
・一般廃棄物:区部から発生する一般廃棄物は、中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図った上で全量受け入れる。 ・産業廃棄物:都内中小企業から排出される産業廃棄物については、中間処理したもののうち、都の処分場の受入基準を満たすものに限り、一定量を受け入れる。 ・都市施設廃棄物:都の上・下水道施設等から排出される上水スラッジ・下水汚泥等については、中間処理を行うことを前提に受け入れる ・しゅんせつ土:都内の河川及び東京港内から発生するしゅんせつ土については、事業の公共性から、有効利用できるものを除いて受け入れる。 ・建設発生土等:都内の公共事業から発生するものを優先し、処分場の基盤整備に必要な量を受け入れる。	埋立処分計画量: 2,591 万 m³ ・一般廃棄物 : 217 万 m³ ・産業廃棄物 : 135 万 m³ ・都市施設廃棄物 : 229 万 m³ ・覆土材等 : 117 万 m³ 廃棄物系小計 : 698 万 m³ ・しゅんせつ土 : 1,323 万 m³ ・建設発生土等 : 570 万 m³ 土砂系小計 : 1,893 万 m³

表 8.6-10 「一般廃棄物処理基本計画」に定められた計画の内容

目標	施策	具体的な取組
循環型ごみ処理シス	・効率的で安定した中間処理	・安定稼働の確保
テムの推進	体制の確保	・ごみ受入体制の拡充
		不適正搬入防止対策
		計画的な施設整備の推進
		・ごみ処理技術の動向の把握
	・環境負荷の低減	• 環境保全対策
		・環境マネジメントシステムの活用
	・地球温暖化防止対策の推進	・熱エネルギーの一層の有効利用
		・地球温暖化防止対策への適切な対応
		・その他の環境への取組
		(緑化、太陽光発電、雨水利用等)
	・最終処分場の延命化	・ごみ処理過程での資源回収
		・焼却灰の資源化
		・破砕処理残さの埋立処分量削減
	・災害対策の強化	・廃棄物処理施設の強靭化
		・地域防災への貢献

ウ 建設廃棄物の処理に係る計画等

建設廃棄物の処理に関する計画としては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月、東京都)、「東京都建設リサイクルガイドライン」(令和2年4月、東京都)がある。

「東京都建設リサイクル推進計画」の目的、目標指標及び目標値、建設資源循環を促進するための戦略は表 8.6-11、「東京都建設リサイクルガイドライン」の目的、建設資源循環を促進するための取組及び環境配慮は表 8.6-12 に示すとおりである。

表 8.6-11 「東京都建設リサイクル推進計画」の目的、目標指標及び目標値、 建設資源循環を促進するための戦略

目的	目標指標	建設資源循環を促進するための戦略
都内における建設資源循環の仕 組みを構築するとともに、これ らに係る全ての関係者が一丸と なって、計画的かつ統一的な取 組を推進することにより、環境	建設廃棄物の再資源化・縮減率、 建設混合廃棄物の排出率に加え て、建設発生土の有効利用率を 目標指標とし、平成32年度末ま でに達成すべき目標値を定め	・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する
に与える負荷の軽減とともに東 京の持続ある発展を目指す。	る。	・建設グリーン調達を推進する・建築物等を長期使用する・戦略を支える基盤を構築する・島の建設リサイクルを推進する

(目標値)

		安建店		
対象品目	目標値の定義	実績値 (平成 24 年度)	平成 30 年度	平成 32 年度
建設廃棄物	再資源化・ 縮減率	96% 98%	97% 99%	98% 99%
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99% 99%	99%以上 99%以上	99%以上 99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99% 99%	99%以上 99%以上	99%以上 99%以上
建設発生木材	再資源化・ 縮減率	95% 95%	99%以上 99%以上	99%以上 99%以上
建設泥土	再資源化・ 縮減率	91% 87%	95% 97%	96% 98%
74-31.汨 八 皮 衣 Ha	排出率	<u> </u>	4.4%以下 1.0%未満	4.0%以下 1.0%未満
建設混合廃棄物	再資源化・ 縮減率	_ _	82% 82%	83% 83%
建設発生土	有効利用率		86% 99%以上	88% 99%以上
再生砕石 (都発注工事の目標値)	利用率	_	95%	96%

注)上段:全体の目標値、下段:都関連工事の目標値

表 8.6-12 「東京都建設リサイクルガイドライン」の目的、 建設資源循環の取組、環境配慮

目的	建設資源循環の取組	環境配慮
建設リサイクル推進施策を 実施し、都内における建設資 源循環の促進を図る。	・長期使用 ・発生抑制 ・事前調査及び利用調整等 ・分別解体等及び再資源化等 ・情報システムの活用 ・実態調査及び補足改善 ・再生建設資材等の活用	 ・適正処理及び環境配慮 ・環境破壊行為の抑制 ・再生資源等の活用による山砂等天然材の使用抑制 ・運搬手段の多様化の推進等 ・環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制 ・汚染土壌及び有害物質等の適正処理 ・外来生物の拡散防止等 ・景観への配慮 ・地球環境への配慮

8.6.2 予 測

8.6.2.1 予測事項

(1) 工事の施行中

予測事項の廃棄物等の種類は、表 8.6-13に示すとおりである。

工事の施行中における予測事項は、廃棄物等の排出量、再利用量、処理・処分方法とした。

廃	棄物の種類			る廃棄	廃 某物寺				工事に伴い発生する廃棄物等 産業廃棄物 a a				建				
		可	不	脱	鉄	ア	コ	そ	木		その化	也分別層	쫉棄物		建	活	
環境影響	警 要因	燃物	-燃物		(回収量)	ルミ(回収量)	ンクリート塊	の他がれき類	バくず	金属くず	廃プラスチック類	ガラスくず及び陶磁器くず	紙くず	繊維くず	是設混合廃棄物	汚泥	設 発 生 土
施設0	D稼働 ^{注2)}	0	0	0	0	0											
新施設	解体工事						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の工事	建設工事						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 8.6-13 廃棄物等の種類

(2) 工事の完了後

施設の稼働時における予測事項は、新施設から発生する可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの排出量、再資源化量及び処理・処分方法とした。

8.6.2.2 予測の対象時点

(1) 工事の施行中

建設廃棄物及び建設発生土を排出する期間(令和4年度から令和9年度まで)とした。

(2) 工事の完了後

施設の稼働が通常の状態に達した時点から1年間とした。

8.6.2.3 予測地域

計画地内とした。

注1) 産業廃棄物の種類は「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(平成23年3月、環境省)を参考とした。

注2) 工事の施行中においては、現在稼働している「中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設」の稼働から 発生する廃棄物等を示す。

8.6.2.4 予測方法

(1) 工事の施行中

ア 解体工事に伴う廃棄物

解体工事に伴う廃棄物については、既存資料及び施工計画を基に発生する廃棄物等の排出量を 推計した(資料編 p. 110 参照)。

(7) 解体工事に伴う廃棄物の排出量

解体工事に伴う廃棄物の排出量は、表 8.6-14に示すとおりである。

原単位 種類 重量(t) 体積 (m³) (t/m^3) コンクリート塊 1.80 18, 230. 6 10, 128. 1 (1)その他がれき類 6, 544, 2 3, 635, 7 1.80 (1) 木くず 0.6 1.3 0.50 1 金属くず 4, 330.0 3, 831. 9 1.13 2 $\bar{\mathcal{O}}$ 廃プラスチック類 0.35 2. 1 5.9 (1) 他 分別廃 ガラスくず及び陶磁器くず 32.9 39.2 ボードくず以外 7.2 7.2 (2) 1.00 棄 物 ボードくず 25.7 32. 1 (1) 0.80 紙くず 0 0

表 8.6-14 解体工事に伴う廃棄物の排出量

0

118.5

29, 258. 9

0

0.30

(1)

395. 1

18, 037. 2

(イ) 山留め工事における汚泥

繊維くず

合 計

建設混合廃棄物

山留め工事における汚泥排出量は、表 8.6-15 に示すとおりである。 SMW によって汚泥が発生し、その排出量は 5,771m³ と想定される。

					*
深さ	延長	平均壁厚	体積	汚泥	汚泥発生量
(m)	(m)	(m)	(m ³)	発生量率	(m^3)
14m	727	0.40	4, 885. 44	0.0	4, 397
12m	265	0.48	1, 526. 40	0. 9	1, 374
合計	992	_	6, 411. 84	_	5, 771

表 8.6-15 汚泥の発生量の算定結果(工種:SMW)

注) ①:「平成30年度 建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査」(平成30年度 国土交通省)

②:「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)」 (平成18年12月27日 環境省)

注) 汚泥発生量率は「SMW連続壁標準積算資料」 (SMW協会、平成29年) を参考とし、土質別概算汚泥発 生率は、地質調査から地質調査シルト層として90%とした。

(ウ) 解体工事に伴う建設発生土の排出量

工事の施行中の掘削等により発生する建設発生土の量は、表 8.6-16に示すとおりである。

表 8.6-16 建設発生土

対象	掘削面積 (m²)	掘削平均深さ (m)	掘削量 (m³)	埋め戻し量 (m³)	土量 変化率	建設発生土 (m³)
受入ヤード	14, 240	5. 4	76, 900	58, 285		22, 338
破砕設備棟 (第一プラント)	10, 610	3. 1	32, 900	29, 313	1.2	4, 305
選別・搬出設備棟	4, 210	4. 0	16, 800	10, 854		7, 136
合計	29, 060	_	126, 600	98, 452	_	33, 779

注1)深さは、平均値である。

注2)建設発生土の算出:建設発生土= (掘削量-埋め戻し量)×土量変化率

イ 建設工事に伴う廃棄物等

建設工事に伴う廃棄物等については、既存資料及び事業計画を基に発生する廃棄物の排出量を 推計した。

(7) 新施設の建設に伴う廃棄物の排出量

新施設の建設に伴う廃棄物の排出量の原単位及び廃棄物の排出量は、表 8.6-17~表 8.6-19 に示すとおりである。

表 8.6-17 新施設の延床面積及び建設に伴う廃棄物の排出量原単位

単位: kg/m²

	新施設	受入 ² 第一 プラント側	アード 第二 プラント側	破砕 設備棟	選別・搬出 設備棟	計量棟	搬出車用 計量機	待機所
構造		S 造	S造	RC 造	全構造	S造	S 造	RC 造
延床面	面積	$28,851\text{m}^2$	7, 529m ²	1,865m ²	$16,570 \text{m}^2$	1, 158m ²	$124\mathrm{m}^2$	$50 \mathrm{m}^2$
対象列	 上床面積	10,000m ² 以上	10,000m² 未満	3,000m² 未満	10,000m² 以上	3,000m ² 未満	1,000m² 未満	1,000m² 未満
コンク	フリート塊	8. 0	10.2	9.6	7. 9	9.5	5. 5	8. 5
その他	 上がれき	1. 9	3.8	2.2	1. 9	3. 0	2.8	1. 2
木くす	20	2.4	2.8	4.2	3. 6	3. 2	2. 6	6. 4
そ	金属くず	1.8	1.3	1.3	1.8	1. 5	1. 7	4. 2
の他分別廃棄物	廃プラスチック 類	1. 9	2.0	2. 2	1. 9	2. 7	1.5	2.8
別	ガラス陶磁器	2.8	2.6	0.9	1.8	2. 1	2. 0	1.1
棄	石こうボード	1.8	1.5	3. 5	2. 2	3. 2	4. 2	4.0
物	紙くず	0.8	0.9	2.7	1. 2	1. 2	0.8	2.7
その他	<u>.</u> 拉	2. 9	2.6	1.4	2. 3	1. 7	6. 6	1.7
	合 計	24. 3	27.7	28.0	24.6	28. 1	27.7	32.6
建設涯	昆合廃棄物	4.8	7.0	15. 1	5. 4	12.9	16.0	20.5

注) 排出原単位は「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成24年11月)に基づき設定した。

表 8.6-18 新施設の建設に伴う廃棄物の排出量

単位: t

									平15. 1
	新施設	受入 ³ 第一プラ ント側	マード 第二プラ ント側	破砕 設備棟	選別 • 搬出 設備棟	計量棟	搬出車用 計量機	待機所	合計
コン	クリート塊	230.8	76.8	17.9	130. 9	11.0	0.7	0.4	468. 5
その)他がれき	54.8	28.6	4. 1	31. 5	3.5	0.3	0. 1	122. 9
木く	ず	69. 2	21. 1	7.8	59. 7	3. 7	0.3	0.3	162. 1
そ	金属くず	51.9	9.8	2. 4	29.8	1.7	0. 2	0. 2	96
の 他	廃プラスチ ック類	54. 8	15. 1	4. 1	31. 5	3. 1	0. 2	0. 1	108. 9
分 別	ガラス陶磁器	80.8	19. 6	1.7	29.8	2. 4	0.2	0. 1	134. 6
廃棄	石こうボード	51. 9	11.3	6. 5	36. 5	3.7	0.5	0. 2	110.6
物	紙くず	23. 1	6.8	5. 0	19.9	1.4	0.1	0. 1	56. 4
	合 計	617. 3	189. 1	49.5	369. 6	30. 5	2.5	1. 5	1, 260. 0
建設	设混合廃棄物	138. 5	52. 7	28. 2	89. 5	14. 9	2.0	1.0	326.8
その)他	83. 7	19.6	2.6	38. 1	2.0	0.8	0. 1	146. 9

表 8.6-19 汚泥の発生量の算定結果(工種:杭打設)

施設		杭径 (m)	深さ (m)	本数 (本)	体積 (m³)	汚泥 発生量率	汚泥発生量 (m³)
受入ヤード		1.0		150	6, 715. 15		4, 029
選別・搬出設	備棟	0.7	57	130	2, 851. 70	0.6	1, 711
破砕設備棟	1	0.8	37	9	257.86	0.0	155
4文4千段7用4宋	2	0.9		18	652.71		392
合計		_	_	307	10, 477. 42	_	6, 287

注)汚泥発生量率は他事例を参考に60%とした。

(イ) 工事の施行中における施設の稼働に伴う廃棄物等の排出量

平成 30 年度の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設の稼働に伴う廃棄物量は、前掲表 8.6-3 (p. 283 参照) に示すとおりである。また、施設の稼働に伴い排出される廃棄物については、令和 2 年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量(約 2 万 t)を清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。

工事の施行中における中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設の稼働に伴い排出される廃棄物等の排出量は、表 8.6-20 に示すとおりである。

表 8.6-20 工事の施行中における中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設の稼働に 伴い排出される廃棄物等の排出量

The March Constitution March					
種	類	排出量等 (t/年)			
可燃物		約 99, 100			
不燃物		約 21,800			
脱水汚泥		約 50			
資源物	鉄	約 15, 400			
質 アルミ		約 650			
合	計	約 137,000			

(2) 工事の完了後

既存資料及び事業計画を基に推定する方法とした。

施設の稼働時に発生する新施設の可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの廃棄物排出量は、表 8.6-21に示すとおりである。新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。

表 8.6-21 可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの排出量

		搬出量(t /年)		
可燃物		約 99, 100		
不燃物		約 18, 400		
脱水汚泥		約 50		
資源物	鉄	約 17, 200		
すが物アルミ		約 1,500		
合	計	約 136, 250		

8.6 廃棄物

8.6.2.5 予測結果

(1) 工事の施行中

工事の施行中において排出する廃棄物等の排出量、再利用量は、表 8.6-22及び表 8.6-23に示すとおりである。また、廃棄物等の処理・処分の方法は以下のとおりである。

ア 廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法

工事に伴う主な建設廃棄物はコンクリート塊、金属くず、汚泥等であり、これらの建設廃棄物については、可能な限り再資源化を図る。また、再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処理・処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。

アスベストについては、一部で使用されていることを確認している。今後、解体工事前までに 施設の稼働中に確認できない箇所についてもさらに調査を行い、アスベストの使用の有無を確認 した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。

また、施設の稼働に伴い排出される廃棄物については、令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量(約2万t)は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。

イ 建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法

建設発生土は一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係 法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

排出量 再資源化率 再利用量 種 類 位 (%)解体工事 建設工事 合計 コンクリート塊 約18,230 約18,700 99 約18,513 約 470 t その他がれき類 約6,540 約 120 約6,660 99 約6,593 t 木くず 約1 約 160 約 161 99 約 159 t 金属くず t 約4,330 約96 約4,426 約4,116 他 廃プラスチック類 t 約2 約110 約112 約 104 業廃棄物 分別 ガラスくず及び 約33 93 t 約 250 約 283 約 263 陶磁器くず 紙くず 約54 t 約 57 約 57 繊維くず 0 t 0 0 0 約 120 約 470 約 490 建設混合廃棄物 約 590 83 t. 汚泥 約8,080 約8,800 約16,880 96 約 16, 205 t 建設発生土 約33,780 約33,780 ${\rm m}^3$ 88 約 29, 726

表 8.6-22 排出される廃棄物等の排出量、再利用量

注1) 再資源化率は、前掲表 8.6-11(p.290参照)の目標値とした。目標値に記載のない「その他分別廃棄物」については、直近で建設工事を行った杉並清掃工場建替事業の事後調査報告書より求めた再資源化率とした(資料編p.111参照)。

約10,533

約47,869

98

約 46,912

約37,336

廃棄物量全体

(建設発生土を除く)

- 注2) 廃棄物量全体の再資源化率は、東京都建設リサイクル推進計画の目標値を用いており、廃棄物ごとの再利用量の合計とは一致しない。
- 注3) 東京都建設リサイクル推進計画では、建設混合廃棄物の排出率を目標指標としている (p. 290参照)。 上表から「建設混合廃棄物」の排出率を算出すると、1.23% (=590/47,872×100) となり、目標値(4.0%以下)を満足する。
- 注4) 汚泥は、「平成30年度建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査票」(平成30年度、国土交通省)における重量 換算係数の参考値(1.4t/m³)を用いて重量換算した。

表 8.6-23 工事の施行中における中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設 の稼働に伴い排出される廃棄物等の排出量

	種類	排出量等 (t/年)	再資源化率 (%)
可燃物		約 99, 100	.,,,,
不燃物		約 21,800	
脱水汚泥		約 50	0.4
資源物	鉄	約 15, 400	84
貝似物	アルミ	約 650	
	合計	約 137,000	

8.6 廃棄物

(2) 工事の完了後

ア 廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法

施設の稼働時において排出する可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの排出量、再利用量は、表 8.6-24に示すとおりである。

回収した鉄及びアルミは資源物として再利用し、不燃物及び脱水汚泥は埋立処分する。また、可燃物は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理する。新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。

施設の稼働に伴い排出される約 136,250 t/年の廃棄物等のうち、約 18,450t/年は埋立処分することとなり、再資源化率は約 86%となる。

表 8.6-24 新施設の稼働に伴い排出される廃棄物等の排出量、再利用量

種類		排出量 (t/年)	再資源化率 (%)
可燃物	約 99, 100		
不燃物		約 18, 400	
脱水汚泥	脱水汚泥		0.0
グマ NET H/m	鉄	約 17, 200	86
算你物 	資源物アルミ		
合計		約 136, 250	

8.6.3 環境保全のための措置

8.6.3.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表 8.6-25に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような施工計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。また、再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 8.6-25 環境保全のための措置(工事の施行中)

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物(建設廃棄物)の 排出抑制	・「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を満足する ・型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 ・建設資材には、再生品の利用に努める。
廃棄物(施設稼働に伴う 廃棄物)の排出抑制	・令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量(約2万t)は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。
廃棄物の有効利用	 ・コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 ・その他がれき類(アスファルトコンクリート塊等)は再資源化を図る。 ・金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 ・廃プラスチック類は廃棄物熱回収施設に搬入し、発電燃料としてサーマルリサイクルする。 ・建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。
建設発生土の有効利用	・建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	・上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 ・解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理廃棄物の適正 処理	特別管理廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。

(2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表 8.6-26に示すとおりである。

表 8.6-26 環境保全のための措置(施設の稼働時)

項目	環境保全のための措置の内容		
廃棄物の有効利用	・鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やす。		
廃棄物の排出抑制	・不燃物の選別精度を向上させ、埋立処分量の削減に努める。		

8.6.4 評価

8.6.4.1 評価の指標

評価の指標は、以下の法令等に示される事業者の責務とし、事業の実施に伴い排出される廃棄物 及び建設発生土の発生量、処理の内容等の妥当性を判断する。

(1) 工事の施行中

- •「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- •「東京都廃棄物条例」
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」
- ・「江東区清掃リサイクル条例」

(2) 工事の完了後

- •「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- •「東京都廃棄物条例」
- ・「江東区清掃リサイクル条例」

8.6.4.2 評価の結果

(1) 工事の施行中

ア 廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法

解体工事及び新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・ 処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に 処理・処分する。

工事の施行中における施設稼働に伴う廃棄物等の排出量及び再利用量は、後掲表 8.6-27 に示すとおりである。施設の稼働に伴い排出される廃棄物については、令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量(約2万t)は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。

したがって、廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。

イ 建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法

新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約3.4万 m³である。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、

搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・ 処分する。

したがって、建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者 の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。

(2) 工事の完了後

ア 廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法

施設の稼働に伴い排出する可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの排出量・再利用量は、表 8.6-27 に示すとおりである。

新施設稼働時の埋立量(不燃物及び脱水汚泥)は約1.8万t/年、資源物の回収量は、鉄1.7万t/年、アルミ0.2万t/年であり、再資源化率は約86%である。

新施設稼働時では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別精度の向上等によって埋立処分量の削減に努める。また、新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法 は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。

表 8.0-27 施設の稼働に件う廃業物寺の排出重、再利用重							
		排出量(t /年)					
種類		現状	工事の施行中	新施設 稼働時			
可燃物		77, 925	約 99, 100	約 99, 100			
不燃物		42, 985	約 21,800	約 18, 400			
脱水汚泥		53	約 50	約 50			
資源物	鉄	15, 398	約 15,400	約 17, 200			
	アルミ	653	約 650	約 1,500			
埋立処分の割合		31%	16%	14%			
再資源化率		69%	84%	86%			

表 8.6-27 施設の稼働に伴う廃棄物等の排出量、再利用量